

豊橋創造大学短期大学部履修規程

平成28年 4月 1日制定

改正平成29年 4月 1日

平成30年12月 1日

2022年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、豊橋創造大学短期大学部学則（以下「学則」という。）に基づき、授業科目の履修、単位及び成績等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 授業科目は、学則別表1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、学則第10条に定めるところにより、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 1年間に履修できる単位数の上限は、系統的かつ総合的な学修を考慮し、以下のとおりとする。（専攻科は除く）ただし、集中講義は含まないものとする。

科 名	1年次	2年次
幼児教育・保育科	56単位	50単位
キャリアプランニング科	50単位	50単位

(卒業・修了要件)

第4条 卒業・修了の要件は、学則第10条の2もしくは学則第65条に定めるところによる。

(成績評価と単位の授与)

第5条 履修登録した授業科目の成績評価は、試験等により行う。

2 成績評価は学則第10条に定めるところにより、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

3 授業科目を履修し、試験等に合格したものに、それぞれ授業科目所定の単位を与える。不合格のものには単位を与えない。

4 成績評価の評価基準及びGrade Point Averageによる評価に当たり成績評価に与えられるGrade Point（以下「GP」という）は以下のとおりとする。

成績評価	成績評価基準	GP
秀	100～90点	4.0
優	89～80点	3.0
良	79～70点	2.0
可	69～60点	1.0
不可	59点以下	0.0
認	単位認定科目	—

5 学則第23条により、学期の途中で除籍処分となった場合は、その時点で全科目の成績を無効とする。

(試験)

第6条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とし、筆記試験、レポートその他の方法により、これを行う。

ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことができる。

(定期試験)

第7条 定期試験は、原則として各授業科目が終了する学期末に、一定の期間を定めて行うものとする。ただし、早期に終了した授業科目にあっては、適宜行うことができる。

2 定期試験の受験資格は、次のとおりとする。

(1) 授業担当者より履修の承認を受けている者

(2) 出席・レポート提出等が授業担当者の定める基準を満たしている者

(3) 授業実施回数の2/3以上出席している者

(追試験)

第8条 病気その他公欠等のやむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者には、追試験を行うことができる。

2 追試験を受けようとする者は、原則として欠席当日の翌日から3日（土日祝日を除く。）以内に欠席届と必要書類を添えて、教務課に提出し指示を受けなければならない。

3 追試験の成績評価は、第5条第2項に準ずる。

(再試験)

第9条 定期試験の成績評価において成績不良で不合格（「不可」の評価）となった者には、再試験を行うことができる。ただし、授業科目によっては実施しないこともある。

2 再試験受験者は、所定期日までに再試験の受験申請をしなければならない。

3 再試験受験者が合格した場合の成績評価は「可」とする。

(不正行為)

第10条 試験中に不正行為をした者には、学則第27条及び豊橋創造大学短期大学部試験における不正行為者の処分に関する規程に基づき処分を行う。

(再履修)

第11条 単位を修得できなかった授業科目は、再履修することができる。

2 授業科目の単位を修得できなかった者が、当該単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い再履修しなければならない。

(成績評価の照会)

第12条 学生は成績評価に関して疑義が生じた場合、どのような基準・方法で成績が評価されたかについて照会を求めることができる。

2 成績評価の照会を行おうとする者は、成績発表の日から1週間以内（最終日が休業日にあたる場合は翌日まで）に「成績評価確認願（別紙1）」を提出しなければならない。

3 教務課は、「成績評価確認願」を受理したときは、授業担当教員に確認依頼を行うものとする。

4 確認依頼をうけた教員は、教務課を通して速やかに当該学生に回答を行うものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修等に関し必要な事項は、豊橋創造大学短期大学部履修規程細則に定めるところによる。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附則

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。